

○ 条例改正における罰則案（量刑比較）

※罰則に係る変更部分は下線で表示

改正後の大気汚染防止法	沖縄県生活環境保全条例（現）	沖縄県生活環境保全条例（改正案）
石綿に関する規定		
事前調査結果報告 第 18 条の 15 第 6 項 30 万円以下の罰金 <u>※令和 4 年 4 月 1 日施行</u>	条文なし	<u>第 23 条の 2 第 6 項</u> <u>20 万円以下の罰金</u>
作業実施届出 第 18 条の 17 3 月以下の懲役 30 万円以下の罰金	第 23 条の 3 20 万円以下の罰金	<u>削る</u> <u>削る</u>
作業実施届出(緊急) 第 18 条の 17 第 2 項 10 万円以下の過料	※災害その他非常の事態の発生により緊急に作業を行う必要がある場合 第 23 条の 3 第 2 項 罰則なし	第 23 条の 3 第 2 項 罰則なし
計画変更命令 第 18 条の 18 6 月以下の懲役 50 万円以下の罰金	第 23 条の 4 3 月以下の懲役 30 万円以下の罰金	<u>削る</u> <u>削る</u> <u>削る</u>
作業基準適合命令 第 18 条の 21 6 月以下の懲役 50 万円以下の罰金	第 23 条の 7 3 月以下の懲役 30 万円以下の罰金	<u>削る</u> <u>削る</u> <u>削る</u>
作業完了届出 条文なし	第 23 条の 9 罰則なし	<u>削る</u> 罰則なし
報告及び検査 第 26 条 30 万円以下の罰金	第 53 条 20 万円以下の罰金	第 53 条 <u>特定粉じんに係る記述削る</u> 20 万円以下の罰金（変更なし）